

令和8・9・10年度 三次市小規模修繕契約希望者登録制度申請(追加)の手引き

三次市が発注する小規模な修繕契約や業務請負契約のうち、50万円未満の契約を希望する方は、所定の申請書及び添付書類を提出してください。

なお、三次市物品購入、修繕及び役務の提供等業務入札参加資格者名簿にすでに登録されている方は、申請手続きの必要はありません。

1 登録できる者 ※下記の全てを満たしている者。 ただし、「2 登録できない者」に該当する者は登録できません。

- (1) (法人) 三次市内に本店を有している者
(個人) 三次市内に住民登録があり、主たる営業所を有している者
※他市に本店がある場合は、個人に住民登録があっても登録できません。
※住民登録の有無は口頭により確認します。(住民票の写しは添付不要。)
- (2) 三次市の市税を滞納していない者（ただし、滞納があっても分納誓約書を提出し、それに基づき分納している者は登録できます。）
- (3) 希望する業務の履行に当たり、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者

2 登録できない者 ※下記のいずれかに該当する者

- (1) 上記1の(1)から(3)のいずれかを満たさない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 公共の契約の相手方としてふさわしくない者

3 登録者の取り扱い

登録認定の日から、三次市小規模修繕契約希望者登録名簿に登載します。認定された方は、三次市が発注する小規模修繕契約の際に業者選定の対象となり得ますが、業者選定や契約を約束するものではありません。

4 対象となる契約

別紙の登録種別の中から5種別まで申請できます。一括下請けはできませんので、自ら施工できる範囲で申請してください。

5 提出書類

- (1) 三次市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式 1）
- (2) 三次市税の完納証明書（滞納がないことの証明書）[写し可]
※課税されていない場合は非課税証明書が必要です。
※完納証明書・非課税証明書のいずれであっても、証明年月日が申請書提出日前3か月以内のものを有効とします。
※完納証明書は収納課で、非課税証明書は課税課で発行されます。
※滞納がある場合は、分納誓約書による納付確認を係員が直接行います。
- (3) 希望する業種を履行するために、法令の定めにより許可、免許又は登録が必要な場合はその許可証の写し
- (4) 小規模修繕契約希望者登録申請書受付票
※申請者の商号又は名称等を記入すること。（ゴム印押印可。）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

6 受付期間及び受付時間

令和8年4月1日から令和10年12月28日まで随時受け付けます。
※土日・祝日を除く 9時～12時、13時～16時

7 受付場所及び方法

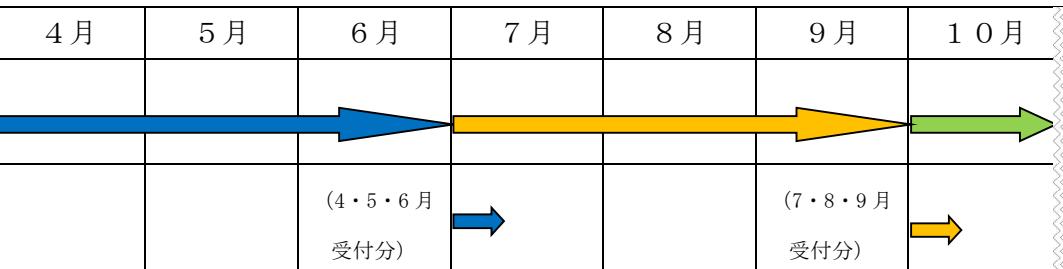
三次市役所総務部財政課契約係（東館4階）
※持参に限ります。（郵送による受付は行いません。）

8 登録認定

登録認定については、令和8年4月1日以降、随時受け付け、原則として**3か月ごとに審査・登録認定**する予定です。

※登録認定スケジュールのイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
受付							
審査・認定			(4・5・6月 受付分)			(7・8・9月 受付分)	



9 登録の有効期間

登録認定の日から令和11年3月31日まで

ただし、この資格は、令和11年度においても、その年度の三次市小規模修繕契約希望者名簿の登録が認定される日までは、引き続き有効とします。

10 登録名簿

三次市小規模修繕契約希望者登録名簿は、財政課の閲覧コーナーや三次市ホームページで閲覧していただけます。